

令和5年10月1日

富山県西部森林組合
代表理事組合長 森松 亮



富山県西部森林組合 子育てに関する一般事業主行動計画

職員等が仕事と家庭の両立ができるよう、健康で安心して働ける職場環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和8年3月31日までの2年6か月

2. 内 容

目標1 男性職員等の育児休業5日以上の取得率を10%以上にする。

〈対策〉

- 令和5年10月～ 対象職員等の把握
- 令和5年10月～ 育児・介護休業の利用促進のため、事業所内の見やすい場所へ掲示し、周知を図る。

目標2 年次有給休暇の取得日数を一人当たり7日以上取得する。

〈対策〉

- 令和5年10月～ 職員等に周知、有給休暇取得促進を図る。

目標3 所定外労働を削減するため、毎週水曜日をノー残業デーとして実施する。

〈対策〉

- 令和5年10月～ ノー残業デーを実施する。

目標4 仕事と家庭の両立ができるよう、組合内制度の検討、導入拡充を図る。

〈対策〉

- 令和5年10月～ 子育て中の職員等への聞き取り
- 令和5年10月～ 制度の検討、対象職員等の把握
- 令和5年10月～ 順次制度の導入、周知を図る。